

令和5年度8月 第5回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年8月18日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時30分

開催場所 あま市役所 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	欠席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 8 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
日程第 6	報告第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 6 号 現況証明願について
	報告第 1 7 号 農地所有適格法人の報告について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は9人です。辻本委員、山田昌弘委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和5年度8月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

12番近藤善成委員及び14番塚本隆啓委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第16号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1、2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島七台地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、2番について説明いたします。

参考資料は3、4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領西出地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3番について説明いたします。

参考資料は5、6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領西出地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、8月16日に宮崎委員と木村委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第16号につきましては、宮崎委員と木村委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して、宮崎委員から現地の状況について報告願います。

宮崎委員 議案第16号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び宮崎委員から説明・報告がありました、議案第16号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第16号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第16号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第17号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は7～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島東屋敷地内の畑で、一般個人住宅への転用となっております。

申請者は、現住所にて賃貸住宅を借り受けて生活しておりますが、賃貸のため将来に不安がある状況です。父親が亡くなり、申請地を相続したため、沖之島地区計画区域内である申請地に、自己用住宅を建設する申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、8月17日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、8月16日には宮崎委員と木村委員と現地調査

をさせていただきます。

議 長 宮崎委員と木村委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して宮崎委員から現地の状況について報告願います。

宮崎委員 議案第 17 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び宮崎委員から説明・報告がありました、議案第 17 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 17 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 17 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 18 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 18 号について説明いたします。

今回議案に奏上した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業経営基盤強化促進法という法律の中で、市町村が定めることができると規定されており、都道府県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して策定・改正されるものです。

基本構想とは、今後 10 年間に市町村が育成すべき農業経営の目標を示したもので、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法などを定め、農業経営の育成に関する市町村の考え方を明らかにするものです。

この構想で示した農業経営の目標に向けて、経営改善計画を提示する農業者を重点的に支援していくために認定するのが「認定農業者制度」であり、この基本構想は、市町村の農業者支援の基本となる構想です。

令和 5 年 4 月 1 日に愛知県が定める基本指針が一部改正されたことに伴い、市町村が策定している基本構想においても新設事項や文言の修正等が必要となったため、あま市の基本構想を一部改正することになりました。

市町村が、基本構想を策定・改正するにあたり、農業経営基盤強化促進法施

行規則第2条において「農業委員会の意見を聞くこと」という定めがあり、今回あま市より意見聴取の諮問がありました。

愛知県が一部改正した基本指針の主な変更点につきましては、令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法」の改正点に伴い、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項を新設したこと、そのほか、記載する文言の修正となっております。

基本指針に即し、あま市の基本構想においても、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項を新設したこと、現状に即しない文言があったため、現状に即した文言に変更されました。

今回一部改正される基本構想については、愛知県海部農林水産事務所と打合せを行い、愛知県の基本指針に即するよう修正を行っているとの報告を受けております。

以上を踏まえ、あま市農業委員会としては、意見なしで回答してよろしいかお伺いします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第18号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第18号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第18号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第16号「現況証明願について」、報告第17号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第13号、報告第14号、報告第15号、報告第16号、報告第17号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。

よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。

次回の農業委員会でございますが、９月２０日（水）午前１０時からの予定です。

令和5年度8月 第5回 あま市農業委員会総会議事録

令和5年8月18日（金）

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年9月11日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 近藤 善成

署 名 委 員 塚本 隆啓